

医療費控除の対象となる介護保険制度下での居宅サービス

	居宅サービス等の種類
医療費控除の対象となる居宅サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護 ・介護予防訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・介護予防訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導 ・通所リハビリテーション ・介護予防通所リハビリテーション ・短期入所療養介護 ・介護予防短期入所療養介護 ・定期巡回 ・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限る。） ・複合型サービス（上記の居宅サービスを含む組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く。）に限る。）
上記の居宅サービスと併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護（生活援助中心型を除く。） ・夜間対応型訪問介護 ・介護予防訪問介護 ・通所介護 ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・短期入所生活介護 ・介護予防短期入所生活介護 ・定期巡回 ・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限る。） ・複合型サービス（上記の居宅サービスを含まない組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く。）に限る。） ・地域支援事業の訪問型サービス（生活援助中心のサービスを除く。） ・地域支援事業の通所型サービス（生活援助中心のサービスを除く）
医療費控除の対象外となる介護保険の居宅サービス等	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護（生活援助中心型） ・認知症対応型共同生活介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護 ・特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等） ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護 ・福祉用具貸与 ・介護予防福祉用具貸与 ・複合型サービス（生活援助中心型の訪問介護の部分） ・地域支援事業の訪問型サービス（生活援助中心のサービスに限る） ・地域支援事業の通所型サービス（生活援助中心のサービスに限る） ・地域支援事業の生活支援サービス

1. 指定居宅サービス事業者等が発行する領収書（居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した事業者名が記載されたもの）に、医療費控除の対象となる医療費の額が記載されることとなっています。
2. 交通費のうち、通所リハビリテーションや短期入所療養介護を受けるため、介護老人保健施設や指定介護療養型医療施設へ通う際に支払う費用で、通常必要なものは医療費控除の対象となります。
3. 高額介護サービス費として払戻しを受けた場合は、その高額介護サービス費を医療費の金額から差し引いて医療費控除の金額を計算することとなります。
4. 上記2の居宅サービス（1の居宅サービスと併せて利用しない場合に限ります。）又は3の居宅サービスにおいて行われる介護福祉等による喀痰吸引等の対価（居宅サービスの対価として支払った額の10分の1に相当する金額）は、医療費控除の対象となります。

在宅療養支援診療所とは

以下の要件を満たす保険医療機関が、地方厚生（支）局長に届け出た場合に、在宅療養支援診療所として認められます。 介護保険・医療保険訪問看護業務の手引より抜粋

24 時間連絡体制の確保	当該診療所において、24 時間連絡を受ける医師または看護職員（以下「連絡担当者」という）をあらかじめ指定するとともに、連絡担当者や連絡先電話番号等、緊急時の注意事項等について、事前に患者や家族に説明し、文書により提供する
24 時間往診体制の確保	当該診療所において、または別の保険医療機関（特別の関係にあるものを含む）の保険医との連携により、患家の求めに応じて 24 時間往診が可能な体制を確保し、往診担当医氏名・担当日等を文書により患家に提供する
24 時間訪問看護体制の確保	当該診療所において、または別の保険医療機関（特別の関係にあるものを含む）や訪問看護ステーション（特別の関係にあるものを含む）との連携により、患家の求めに応じ、当該診療所の保険医の指示に基づき、24 時間訪問看護の提供が可能な体制を確保し、訪問看護の担当者氏名・担当日等を文書により患家に提供する
緊急時の病床確保	当該診療所において、または別の保険医療機関（特別の関係にあるものを含む）との連携により、緊急時に在宅において療養を行っている患者が入院できる病床を常に確保する
診療情報の提供・共有	別の保険医療機関（特別の関係にあるものを含む）や訪問看護ステーション（特別の関係にあるものを含む）との連携する場合には、連携先において緊急時に円滑な対応ができるよう、あらかじめ患家の同意を得て、患者の病状、治療計画、直近の診療内容等緊急の対応に必要な診療情報を連携先に文書（電子媒体を含む）により随時提供する
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・患者に関する診療記録管理を行うにつき必要な体制が整備されていること ・地域において、他の保健医療サービスおよび福祉サービスとの連携調整を担当する者と連携していること ・年 1 回、在宅看取り数等を地方厚生（支）局長に報告していること
機能強化型在支診が満たすべき基準	<p>単独型：①在宅医療を担当する常勤の医師 3 人以上 ②過去 1 年間の緊急往診の実績 10 件以上 ③過去 1 年間の看取りの実績又は 15 歳未満の超・準超重症児の医学管理の実績のいずれか 4 件以上</p> <p>連携型：①在宅医療を担当する常勤の医師連携内で 3 人以上 ②過去 1 年間の緊急往診の実績連携内で 10 件以上、各医療機関で 4 件以上 ③過去 1 年間の看取りの実績又は 15 歳未満の超・準超重症児の医学管理の実績のいずれか 2 件以上</p>